平成２１年（再口）第１００００４号
長崎県佐世保市中原町10番20号
再生債務者　武富　正昭
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年４月15日まで
平成22年３月15日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２１年（再口）第１０１８６号
東京都葛飾区東新小岩４―25―19―101
再生債務者　反田　俊一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月30日まで
平成22年３月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再口）第１０１９８号
東京都江戸川区南篠崎町１―32―15―112
再生債務者　赤松　礼雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月30日まで
平成22年３月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再口）第１０１８０号
埼玉県川口市弥平１―17―14―301
再生債務者　河田　治行
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月31日まで
平成22年３月17日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２０年（再口）第３号
静岡市駿河区曲金４丁目12番44―３号
再生債務者　久保田良彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月12日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（再口）第１００１２号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2352番地１―203号
再生債務者　加藤　直美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月16日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再口）第１００００５号
水戸市吉沢町142番地の４　労住協団地
再生債務者　齋藤　弘次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月17日　水戸地方裁判所

平成２１年（再口）第９号
和歌山市関戸４丁目２番21号
再生債務者　中谷　**隆**介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月17日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。
平成 22 年３月 26 日
独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備考
京博Ｇ―1419	昭和37年６月26日	庄司　和義	平成22年３月４日	

東京都葛飾区公債償還公告

抽せんの結果、葛飾区公債を次のとおり償還いたします。

銘柄	償還期日	償還金額	１万円券	10万円券	100万円券
平成12年度第１回	平成22年５月25日	10,200千円	11～15 26 107～110	32～35 47～53	5 33・34 80～85

平成 22 年３月 26 日　葛飾区

東京都墨田区公債償還公告

抽せんの結果、東京都墨田区公債を次のとおり償還いたします。

銘柄	償還期日	償還金額	１万円券	10万円券	100万円券	1000万円券
公債平成14年度第１回	平成22年５月24日	15,600千円		67～70 77・78	56 62 68～70	20
公債平成17年度第１回	平成22年５月16日	26,220千円	11・12	17・18	59～64	60・61

平成 22 年３月 26 日　東京都墨田区

会社公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表は、平成二十一年十二月二十五日付官報（号外第二七四号）一一〇頁に、乙は平成二十二年一月二十二日付官報（号外第十四号）八十六頁に開示しています。
平成二十二年三月二十六日
福島県郡山市本町一丁目四番一四号
（甲）東邦精麦株式会社
代表取締役　馬場栄一郎
福島県郡山市並木一丁目一二番一三号
（乙）東邦エアコン株式会社
代表取締役　佐藤　正廣

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年四月二十八日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十二年三月二十六日に予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年三月十二日
掲載頁　五十七頁（号外第五十一号）
平成二十二年三月二十六日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
（甲）日本和装ホールディングス株式会社
代表取締役　吉田　重久
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
（乙）日本和装マーケティング株式会社
代表取締役　吉田　重久